

あおぞら定期 <単利型>

(2023年8月1日現在適用中)

商品名 [愛称]	自由金利型定期預金 (M型) <単利型> [あおぞら定期]
2. ご利用いただける方	個人のお客さま
3. 預入期間	1ヶ月<単利型>、3ヶ月<単利型>、6ヶ月<単利型>。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行が指定する円定期の満期金およびその利息のみがこの預金のお預け入れ対象となります。 ・ 店舗 (窓口)、インターネットバンキングでのお預け入れはできません。 1円以上 1円単位
5. 満期時のお取扱い方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 元金自動継続 ・ 満期日に元金を、前回と同一期間のこの預金に自動的に継続します。継続後の利率は、継続日における当行所定の利率を適用します。 ○ 元利金自動継続 ・ 満期日に元利金を、前回と同一期間のこの預金に自動的に継続します。継続後の利率は、継続日における当行所定の利率を適用します。 ○ 満期日自動解約 (特約) ・ 元利金は満期日にお客さまがあらかじめ指定されたお客さま名義の当行の普通預金口座に入金し、当該普通預金口座の金利が適用されます。 <p>※ 満期日もしくは継続日の前営業日までのお申出により、満期時のお取扱い方法を変更することができます。</p>
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	預入時 (継続後の預金については継続時) の約定利率を満期日の前日まで適用します。 ※ 利率については窓口等でお問い合わせください。 利息は、満期日にお支払いします。 付利単位を1円とし、1年を365日とした日割計算をします。
7. 手数料	ありません。
8. 付加できる特約事項	ありません。
9. 中途解約時のお取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則、中途解約はできません。 当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率を適用し、税金を差し引いた利息とともに払戻します。

	<p>中途解約は店舗（窓口）で全部解約に限り可能です（インターネットバンキングでは、中途解約できません）。</p>
10. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利息の20%（国税15%、地方税5%）が源泉徴収されます。 なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお支払いする利息*は、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）が源泉徴収されます。 *満期時及び中途解約時における利息（継続時に元金に組み入れて継続することとなる利息を含む） ○ マル優（※）をご利用いただけます。 （※）マル優とは、国内に住所があり、障がい者手帳の交付を受けている方、遺族基礎年金や寡婦年金を受けることができる方が利用できる非課税制度です。詳しくはお問い合わせください。
11. 重要事項等 （預金保険を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○ この預金は、預金保険の対象となります。預金保険で保護される範囲は、他の預金保険対象預金等（決済用預金を除く）と合算して預金者お1人あたり元本1,000万円までとその利息の合計額となります。 ○ この預金は、当行が元本を保証しておりますが、万が一、当行の信用状況が大きく悪化し、預金保険事故が発生した場合等には、預金保険で保護される部分を除き、お客さまに損失が発生する可能性があります。
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ この預金は、BANK（BANK支店を含む、当行において支店名称に「BANK」が付く全ての支店の総称です）では取扱っておりません。 ○ 預金者に相続の開始があった場合は、解約手続をとらせていただきます。この場合における利息の取扱いおよび元利金のお支払いについては、預入日（継続をしたときには最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、預入日の約定利率を適用いたします。 ○ この預金は、原則、当行本支店窓口での小切手その他の証券類、現金による払戻しはできません。

以上